

自民党の  
「新憲法草案」には  
こんなことが...

自民党は、昨年11月の大会で新憲法草案を決めました。  
アメリカの要求に応え、海外で戦争できる国に変える内  
容です。

現在行われている自民党総裁選挙においても、3人の  
候補者は「憲法改正」を公約に掲げています。

一番の  
ねらいは

# 戦争できる国にすること

## 「海外で戦争する国」



自民党案は、  
海外での武力  
行使を禁じて  
いる憲法9条  
の歯止めをな  
くし、「自衛  
軍」の設置を

明記し、さらに国連も抜きにしてアメリカなどと海外で戦争できる内容を盛り込みました。イラクに自衛隊が派遣されていますが、憲法の制約で武力行使は禁じられています。憲法が変われば公然と攻撃に加わることに。

案には「(国民の)国防の責務」がうたわれており青年を強制的に動員する徴兵制も可能になります。

## 社会の仕組みを戦争へ

自民案が通れば、海外派兵のための軍備増強に拍車がかかり、武器輸出禁止も取り払われるでしょう。軍事機密保持のための軍事裁判所が設置され、軍事機密や戦争への従事命令に関連し公務員や医療従事者、交通・運輸などの民間人も対象となります。機密保護法も制定され、表現・思想の自由やマスコミへの統制も強まることでしょう。学校教育では「国防の義務」が教え込まれることとなります。



## くらしを圧迫、大増税も

軍備増強のもとで社会保障や、教育、くらしの予算は大きく圧迫されざるを得ません。

自民党案では、国民の義務として自治体のサービスを受けたときの「国民負担義務」をうたいました。大増税で生活は苦しくなり、加えて自治体サービスは今以上に負担が増えます。現在政府は、アメリカ軍の再編成のために血税を3兆円も使おうとしています。これは、改憲のさきがけといえます。



## 国民の権利を抑圧

今の憲法は、国民の自由や権利は「公共の福祉」に反しない限り尊重されるとしています。「公共の福祉」とは、他人の権利や自由も尊重する、企業の営業の自由などは労働者の保護や社会保障などの面から制約されるとの意味でした。

しかし自民党案は、国民に「国や社会を愛し支える責務」を課し、自由と権利の行使は「公益(国防など)及び公の秩序」で制限されるとしています。

## 憲法「改正」を簡単に

憲法を変えるためには、国会の衆参2/3以上の賛成と国民投票での過半数の賛成が必要です。自民党案は、衆参1/2以上に緩和しています。政府与党の都合のよいときに改憲の発議ができることをねらったものです。